

庄原市公契約条例等検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 7 月 10 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市公契約条例等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 公契約の条例及び制度に関する検討を行うため、庄原市公契約条例等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約に係る条例制定の必要性及び実効性に関すること。
- (2) 公契約制度の検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大学教授等
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に掲げる各号の事務が終了するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月11日から施行する。